

○財務省令第八十三号

関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）第一条の四、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）の一部を改正する省令の施行に伴い、関税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十二日

財務大臣 麻生 太郎

関税法施行規則の一部を改正する省令

関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の四中「同規則第三条第五項第六号二及び第六項」を「同規則第三条第五項第四号中「事項（当該保存義務者が中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第五項（中小企業者の範囲及び用語の定義）に規定する小規模企業者である場合であつて、ロに規定する定期的な検査を国税通則法第七十四条の九第三項第二号（納税義務者に対する調査の事前通知等）に規定する税務代理人が行うこととしていると

きは、イに掲げる事項を除く。」とあるのは「事項」と、同項第六号ニ及び同条第六項」に改め、「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は」を削り、「同法第二条第十五項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項（定義）」に改め、「個人番号又は」を削り、「所在地」とし」を「所在地」と」に改める。

第十条の表第三条第五項第二号ロ(3)、第四条第一項第五号及び第三項第一号並びに第八条第一項の項中「第三条第五項第二号ロ(3)」を「第三条第五項第二号ロ(1)」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>第三条第五項第四号</p>	<p>事項（当該保存義務者が中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第五項（中小企業者の範囲及び用語の定義）に規定する小規模</p>	<p>事項</p>
------------------	--	-----------

	<p>企業者である場合であつて、 ロに規定する定期的な検査を 国税通則法第七十四条の九第 三項第二号（納税義務者に対 する調査の事前通知等）に規 定する税務代理人が行うこと としているときは、イに掲げ る事項を除く。）</p>	
--	---	--

第十条の表第三条第五項第四号ニ及び第六項の項中「第三条第五項第四号ニ」を「第三条第五項第六号ニ」に改め、同表第三条第五項第五号の項中「第三条第五項第五号」を「第三条第五項第七号」に改め、同表第五条第一項第一号の項中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は」を削り、「同法第二条第十五項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番

号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項（定義）」に改め、「個人番号又は」を削り、同表第六条第一項第一号及び第二項第一号の項中「個人番号又は」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の関税法施行規則第一条の四、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第五条第一項の規定は、この省令の施行の日以後に提出する関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七条の九第二項、第六十七条の八第二項及び第九十四条第三項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第六条第一項又は第二項の申請書（以下この項において「申請書」という。）について適用し、同日前に提出した申請書については、なお従前の例による。
- 3 改正後の関税法施行規則第一条の四、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子計算機を使用

して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第六条第一項及び第二項の規定は、この省令の施行の日以後に提出する関税法第七条の九第二項、第六十七条の八第二項及び第九十四条第三項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第七条第一項又は第二項の届出書（以下この項において「届出書」という。）について適用し、同日前に提出した届出書については、なお従前の例による。